

# 公認キッズスポーツインストラクター 資格者制度の変更内容に関するご案内

## 「制度変更」の概要

今後、公認キッズスポーツインストラクター資格者制度は次のとおりといたします。

- ✔ 令和7年度末をもって資格の更新制を終了し、以降は有効期限の定めのない資格（更新手続き不要の資格）として取り扱います。
- ✔ 次年度（令和8年度）以降、新規の資格発行は行いません。
- ✔ 財団推進助成事業であるライフキッズスポーツクラブ（LK）の開催要件については、次年度（令和8年度）は従来どおり資格を必要としますが、翌々年度（令和9年度）以降は資格を必須としない形へ移行する予定です。

## 令和7年度末の資格更新について

**対象** 有効期限が2026年3月31日（令和7年度末）までの方

- ・従来どおり、更新手続きが必要となります。
- ・ただし、今回の資格更新にあたり、更新料をお支払いいただく必要はありません。
- ・手続きに関する詳細は、対象者のみに「資格更新手続きのご案内」を同封し、お知らせしております。



更新手続きを行われなかった場合は、令和7年度末をもって資格は失効となりますので、ご注意ください。

**対象** 有効期限が2026年3月31日以外の方

\* 昨年度（令和6年度）末に資格を更新済みの方      \* 今年度（令和7年度）中に新たに資格を取得された方

- ・特段のお手続きは不要であり、今後、更新のお手続きも不要となります。

## 今後の資格の取扱いについて

- ・上記の対象となる資格は、有効期限の定めのない資格（更新手続き不要の資格）へ移行します。
- ・新規資格発行は終了し、来年度（令和8年度）以降、セミナー受講等による新たなインストラクター資格の発行は行いません。
- ・失効条件について、有効期限に基づく失効は今後発生しません。
- ・資格区分（トップ／ミドル）について、今後、ミドル資格とトップ資格の切り替えは行いません。

### 資格規程の改定について

上記内容を反映した「資格取得規程（有効期限の定めのない資格版）」を作成し、後日送付いたします。

## 資格カードおよび登録情報の取扱い

### 資格カードについて

新しい資格カードおよび改訂後の資格取得規程は、3月下旬から4月中旬頃に送付いたします。

### 資格者情報（名簿）の管理について

今後、当財団が保持する資格者情報は、「登録番号」と「氏名」に限定いたします。

- \*住所・電話番号・メールアドレス等の情報更新は行いません。
- \*ご住所等の変更届のご提出は、原則として不要といたします。

## ライフキッズスポーツクラブ（LK）事業助成と資格の関係について

### 令和8年度（次年度）の取扱い

今年度までの考え方を基本的に引き継ぎ、資格者・指導者名簿を前提とした運用を継続いたします（開催にあたって資格を必要とする取扱いを継続いたします）。

### 令和9年度以降の取扱い

令和9年度以降のLK助成事業と資格の関係（資格要件や申請方法等）については、現在検討中です。詳細が決まり次第、改めて文書にてご案内いたします。

- \*LK助成制度全体（説明会の有無、謝金基準、報告の在り方など）についても、他の推進事業との整合性を踏まえ検討を進めてまいります。